

第81号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「教育職員を」を「教育職員（次項に規定する教育職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるものの第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（特定教育職員に関する特例）

- 2 平成25年3月31日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（次項において「単純労務職員」という。）であった者で、同年4月1日に新たに県立学校の教育職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員となったもの（平成26年4月1日に50歳以上の教育職員であって、平成25年4月1日から引き続き同一の職務の級に在職するものに限る。次項において「特定教育職員」という。）に対するこの条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「次項」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第 号）附則第2項の規定により読み替えられた次項」と、「4号

給」とあるのは「4号給（55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるもの
にあつては、2号給）」と、同条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」とす
る。

- 3 平成25年3月31日に単純労務職員であった教育職員（平成26年4月1日に50
歳以上の者に限り、特定教育職員を除く。）で、特定教育職員との権衡上必要
があると認められるものとして人事委員会の定めるものについては、特定教育
職員とみなして前項の規定を適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次の
ように改正する。

第14条の表及び第24条の表中「第11条第2項」の次に「及び第3項」を加え
る。